

正会員社 各位

「消費税インボイス制度」に関する対応について

JMRA 事務局

平素から JMRA に対するご理解とご厚意を賜り、誠にありがとうございます。

2023 年 10 月より、「消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が本格施行されることとなり、適格課税事業者となるための事前登録期限が 2023 年 3 月末に迫ってきました。

JMRA では新制度に適切に対応すべく、国（経済産業省、財務省、国税庁）の支援を受け、去る 7 月 25 日に会員社向け説明会を実施したところですが、改めて正会員各社の皆さまにご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 会員社自身の「適格請求書発行事業者」への移行を要請・推奨

- ・ 年間売上高 5,000 万円超の会員社においては、特に問題なく登録が進むものと期待しています。
- ・ 年間売上高 5,000 万円以下の会員社には、適格課税事業者登録を行い、かつ「簡易課税制度」を選択することを推奨します（事務処理負担の軽減が可能になります）。

2. 一定規模以上の売上高を有する取引先に「適格請求書発行事業者」への移行を推奨

- ・ 年間売上高 1,000 万円超の取引先（フリーランスのリサーチャー、リクルーター、モデレーター等を含む）は、すでに適格課税事業者になっている可能性が高いと考えられますが、確認と移行（登録）の推奨を行ってください。
- ・ 2023 年 10 月以降、取引先が課税事業者に移行しない場合に、免税事業者であることを理由に消費税相当額の一部または全部を支払わない行為は、独占禁止法・下請法上問題となるおそれがあります。そのような事態が生じないよう、適切な説明と説得・誘導に努めてください。

3. 従来は免税事業者であった取引先への暫定対応（推奨）

- ・ 年間売上高 1,000 万円以下の取引先（上記以外の面接調査員等）に対しても制度を周知し、原則として「適格課税事業者登録を行い、かつ簡易課税制度を選択する」ことを推奨してください。
ただし、すぐには対応困難な取引先が多いと見込まれることから、新制度施行後 3 年間*のうちに移行計画を立案して順次登録を促すことを推奨します。
* 経過措置として、最初の 3 年間は 80% のみなし仕入れ税額控除の適用が可能です（4～6 年目は 50%）。
新制度施行後 2 年間の状況を精査の上、3 年目の 2025 年に協会として次の対策を検討します。
- ・ このケースでも、独占禁止法・下請法違反とならないように適切な説明と説得・誘導に努めてください。

※) 詳細は顧問税理士等の専門家にご相談の上、最終的には各社の責任と判断の下に推進してください。
協会として、現在は免税事業者である調査員向けの説明資料（動画を含む）を用意する予定です。

以上